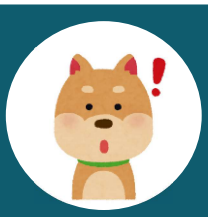
【重要】



令和9年3月2日から

狂犬病予防注射のルールが変わります

令和9年度の注射済票は
令和9年4月1日以降に接種した場合に交付されます。

※これまで、3月2日～3月31日に接種した場合は翌年度の注射済票が交付されていましたが
この取扱いは廃止されます。**例年3月に接種している方はご注意ください。**

○制度改正のポイント

1 接種時期

これまで
4月1日～6月30日 → 年間を通じて接種OK

年1回の接種義務は変わりません。忘れずに接種しましょう。

2 注射済票

接種した日が属する年度の注射済票が交付されます。

接種日 令和9年3月2日～3月31日 → 令和8年度

接種日 令和9年4月～令和10年3月 → 令和9年度

詳しい制度改正についてはこちら

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkakukansenshou18/dl/260421-01.pdf

お問い合わせ先

鹿島市役所
環境下水道課
環境係
（TEL：0954-63-3416）